

## 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(T B T協定)附属書3のLに基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく人工種苗生産技術による水産養殖産品  
の日本農林規格の改正について

下記のとおり、人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格（平成  
30年12月28日農林水産省告示第2813号）を改正する予定ですので、お知らせ  
します。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

### 記

- 1 件名  
人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格の改正
- 2 対象範囲  
人工種苗生産技術による水産養殖産品
- 3 趣旨及び目的  
人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格について、様式の一  
部変更等の改正を行う。
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL (03) 6744-7139  
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限  
掲載から60日後